(b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びマレーシアの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確認すること。

9　マレーシア政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a) 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をマレーシア政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年十二月二十七日にプトラジャヤで

マレーシア駐在
日本国特命全権大使　中村滋

マレーシア
外務次官　モハマド・ラジ・アブドゥル・ラーマン閣下

（マレーシア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本官は、更に、前記の了解をマレーシア政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年十二月二十七日にプトラジャヤで

マレーシア
外務次官　モハマド・ラジ・アブドゥル・ラーマン

マレーシア駐在
日本国特命全権大使　中村滋閣下

○外務省告示第九号

平成二十四年一月十日にマプトで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億三千万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　橋本栄治在モザンビーク大使

モザンビーク側　エドゥアルド・コロマ外務協力副大臣

平成二十四年一月二十三日

外務大臣　玄葉光一郎

○財務省告示第二十五号

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和五十五年政令第三百号）第三条第一項に規定する財務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同項に規定する財務大臣の定める額は、当該区分に応じ同表の下欄に定める額とし、平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

平成二十四年一月二十三日

財務大臣　安住　淳

区分	額
物品等の調達契約	千二百万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	五億八千万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービス その他の技術的サービスの調達契約	五千八百万円
特定役務のうち右記以外の調達契約	千二百万円

○厚生労働省告示第二十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十二年厚生省告示第二百七十四号）の一部を次のように改正し、平成二十三年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。ただし、平成二十二年度以前の年度の予算に係る補助金等の交付に関する事務（平成二十三年度以降の年度に繰り越された補助金等の交付に関するものを除く。）については、なお従前の例による。

平成二十四年一月二十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

表中「すべて」を「全て」に改め、（項）水道施設整備費の項の次に次のように加える。

（項）水道施設災害復旧事業費	（目）水道施設災害復旧事業費補助	（目細）簡易水道等施設災害復旧費補助（都道府県に係るものを除く。）	全ての都道府県
		（目細）水道水源開発等施設災害復旧費補助（都道府県に係るものを除く。）	

一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理

二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等

三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理

四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知

五　法第八条の規定による決定の通知

六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知

七　法第十二条の規定による状況報告の受理

八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知

九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知

十　法第十四条の規定による実績報告の受理

十一　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等

十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令

十三　法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理

十四　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知

十五　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知

十六　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知

十七　法第二十三条第一項の規定による立入検査等